

近組 2023-020 号

2023 年 9 月 15 日

学校法人 近畿大学
理事長 世耕 弘成 殿

近畿大学教職員組合
執行委員長 光永 靖

団体交渉要求書

近畿大学教職員組合（以下、本組合）は、学校法人近畿大学（以下、貴法人）に対し、現行の看護休暇・介護休暇についての制限緩和と、次年度への繰り越しを求める。

貴法人の定める就業規則 38 条によると、看護休暇・介護休暇は、それぞれ当該年度に 5 日（対象者が 2 人以上の場合は 10 日）を限度として取得でき、かつ、次年度への繰り越しについては規定がない。これは、育児・介護休業法に準拠した内容であるが、同法を使用者が独自に拡大して運用することも可能である。そこで本組合は、人数に応じて取得できるよう（つまり、現行の「2 人以上は一律 10 日」を、「3 人であれば 15 日」というように）改め、かつ、未取得分は次年度に繰り越しできる規定を定めるよう求める。

9 月 28 日の定期団交の際に回答せよ。

以上